

公告

令和6年4月8日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道局長 木和田 治伸
豊川市水道事業及び下水道事業
豊川市長 竹本 幸夫
湖西市水道事業及び下水道事業
湖西市長 影山 剛士

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

- (1)業務名 水道料金収納業務等包括業務委託
- (2)業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3)移行準備期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4)委託業務期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (5)業務場所 豊橋市牛川町地内ほか（豊橋市・豊川市・湖西市（以下「三市」という。）の指定する場所）
- (6)契約上限金額 金3,133,975千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

(1)プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 豊橋市及び豊川市において次に示す(ア)又は(イ)の入札参加資格を有していること。

(ア)単独企業で参加する場合

A 令和6・7年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品等）の業種 中分類「建物等各種施設管理」小分類「上・下水道施設管理」細分類「上・下水道料金検針・徴収」に登録されている者であること。

B 対象業務における豊川市での競争入札参加資格を有していること。

(イ)共同企業体（以下「JV」という。）で参加する場合

A JVの全ての構成員が令和6・7年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品等）に登録されている者であり、うちいずれかの構成員が同名簿

(物品等)の業種 中分類「建物等各種施設管理」小分類「上・下水道施設管理」細分類「上・下水道料金検針・徴収」に登録されている者であること。

B J Vの全ての構成員が対象業務における豊川市での競争入札参加資格を有していること。

イ 令和元年度以降において、給水人口 15 万人以上の水道事業体における検針業務、収納業務及び水道料金等を調定・管理する電算システムの開発・保守を含む電算業務（以下「電子計算処理業務」という。）について、準備期間を除き 2 か年以上にわたり元請けで受託した実績を有する者であること。

なお、J Vで参加しようとする場合は、検針業務及び収納業務を担当する構成員が令和元年度以降において、給水人口 15 万人以上の水道事業体における検針業務、収納業務について準備期間を除き 2 か年以上にわたり元請けで受託した実績を有する者であって、かつ、電子計算処理業務を担当する構成員が令和元年度以降において給水人口 15 万人以上の水道事業体における電子計算処理業務について準備期間を除き 2 か年以上にわたり元請けで受託した実績を有する者であること。

ウ プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)等第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を取得していること。

(2)本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

イ 三市において定める入札参加停止措置に関する要綱等による入札参加停止等の期間がないこと。

ウ 三市において所轄警察署長と締結している暴力団排除に関する合意書に基づく排除処置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

オ 本件プロポーザルに参加する他の参加者との間に、次に示す関係がないこと。

(ア)資本関係

次の A 又は B に該当する 2 者の関係。ただし、子会社（会社法（平成 17

年法律第 86 号) 第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。) 又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社 (以下「更生会社等」という。) である場合を除く。

A 親会社 (会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ) と子会社の関係

B 親会社を同じくする子会社同士の関係

(イ) 人的関係

次の A 又は B に該当する 2 者の関係。ただし、A については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

A 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている関係

B 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている関係

(ウ) 組合関係

中小企業等協同組合法 (昭和 24 年法律第 181 号) 第 3 条に規定する中小企業等協同組合 (以下「組合」という。) と当該組合の組合員の関係

(エ) その他本件プロポーザルの適正な実施が阻害されるおそれがあると認められる場合

(3) J V で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。

ア J V の構成員は (1) 及び (2) の条件を満たす者であること。

イ J V の構成員は、単独及び他の J V の構成員として本件プロポーザルに参加していないこと。

3 参加手続

(1) 事務局 (三市の代表部局)

〒440-8502 豊橋市牛川町字下モ田 29 番地の 1 豊橋市上下水道局営業課

電話 : 0532-51-2743 ファックス : 0532-56-8231

電子メール : water-eigyo@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

以下ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/water/>

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和 6 年 4 月 30 日 (火) 午後 5 時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

1 部

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）
又は郵送（書留郵便に限る）とする。

オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和6年5月22日（水）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

13 部（正本3部、副本10部）

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）
又は郵送（書留郵便に限る）とする。

4 評価の方法及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「豊橋市・豊川市・湖西市の水道料金収納業務等包括業務委託の受託事業者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において以下のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 書面審査

(2) プレゼンテーション

日程 令和6年6月4日（火）

時間、場所及び留意事項等については令和6年5月24日（金）までに別途通知する。なお、出席者は3名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、一者あたり40分程度（説明25分、質疑15分程度）を予定している。

5 注意事項

- (1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 次に該当する提案は、無効とする。

- ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案
- イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- エ 見積金額が契約上限金額を超える提案
- オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位
日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) その他詳細は、「豊橋市・豊川市・湖西市の水道料金収納業務等包括業務委託の共同発注に係る公募型プロポーザル実施要領」による。